令和2年度第1回 江南市個人情報保護審議会 議事録

- ●日 時 令和2年11月20日(金)~令和2年11月26日(木)
- ●委員 委員5名(浅野總一郎、倉知正憲、矢野和雄、朱宮光輝、大島康司)
- ●資料 ・コンビニ交付サービス実施に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供について(諮問)
 - ・コンビニ交付サービス実施に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供について(資料)
 - ・江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)

- ●議題 コンビニ交付サービス実施に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供に ついて
 - 委 員 コンビニ交付の流れについて、現在も江南市の住民基本台帳システム からバックアップセンターに個人情報を送信しているのか。
 - 市民サービス課 現在は、個人情報を送信しておりません。コンビニ交付サービスを実施する際には、通信回線を結合して個人情報を送信することになります。
 - 委 員 通信回線結合をした際は、すべての保有個人情報を送ることになるのか。
 - 市民サービス課 通信回線結合時に、コンビニ交付に必要となる個人情報を全件送信い たします。全件送信後、個人情報に異動が生じた場合は、随時で異動 情報を送信いたします。
 - 委 員 公的個人認証サービスセンターには、江南市からデータ送信しないの か。
 - 市民サービス課 公的個人認証サービスセンターには、江南市からデータ送信しております。e-Tax や特別定額給付金のオンライン申請等が、この公的個人認証サービスを活用した申請として既に稼働しており、コンビニ交付サービスにおいても、この公的個人認証サービスにて個人を特定するための検証を行うものでございます。
 - 委員 対象となる証明書について、住民票の写しと印鑑登録証明書の2つが あげられているが、他の証明書への拡大の検討はあるのか。
 - 市民サービス課現在のところ、他の証明書への拡大は検討しておりません。
 - 委 員 証明書交付センターには個人を特定できない統計情報のみ保存される とあるが、具体的にはどういったものか。
 - 市民サービス課 統計情報とは、コンビニ事業者ごとの交付日時・取引件数・発行部数 等であり、個人を特定する情報ではありません。
 - 委 員 市において交付記録を一定期間保存するとあるが、どういった情報を 取得するのか。また、一定期間とはどれだけの期間なのか。
 - 市民サービス課 証明書交付センターで保存されている統計情報をデータにて取得します。保存期間については5年を想定しております。
 - 委 員 納付された交付手数料は、どのように取り扱われるのか。
 - 市民サービス課 毎月、証明書交付センターから一括で江南市に送金されます。 具体的な流れとしましては、納付された交付手数料からコンビニ委託 手数料を差し引いた額を、コンビニ事業者等から証明書交付センター に送金します。

江南市は、統計情報を基に交付手数料から委託手数料を差し引いた額を計算し、その額を証明書交付センターに請求すると、証明書交付センターから江南市に送金されます。

委員 安全性の確保が何よりも重要である。総務省が構築した環境であることに安心せず、考え得る安全対策の実施や総務省・関係機関への関与を行なっていくことが必要である。(要望)

2江個審答申第1号 令和2年12月4日

江南市長 澤田 和延 様

江南市個人情報保護審議会 会長 浅 野 總一郎

コンビニ交付サービス実施に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供に ついて(答申)

令和2年11月17日付け2江市第1247号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

コンビニ交付サービス実施に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供について

2 審議結果

本諮問について、江南市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、慎重に審議した結果、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため、通信回線結合による保有個人情報の提供は、適当であると判断する。